

吉岡町地内における次期最終処分場建設候補地に係る地権者説明会

議事録（概要版）

- 1 日 時 令和5年12月17日（日） 13:30～14:40
- 2 場 所 吉岡町文化センター
- 3 出席者
 - (1) 吉岡町
高田副町長・一倉住民課長・栗原住民環境室長・荒船主事
 - (2) 渋川地区広域市町村圏振興整備組合
島田事務局長・外丸事業課課長・荒井清掃センター所長
杵渕清掃センター所長補佐・山本事業課管理係長・関口事業課施設係長
星野（拓）主事、星野（愛）主事
 - (3) 地権者 34名
- 4 配付資料
 - (1) 次第
 - (2) 次期一般廃棄物最終処分場候補地選定報告書
 - (3) 次期最終処分場建設候補地に係る事前調査について

（事務局）

（配布資料について説明）

質疑応答となります。説明会の内容につきまして、ご質問・ご意見等がございましたらお願いいたします。

（地権者）

最終処分場予定地はもう決まっているのか。

（事務局）

最終処分場施設整備基本計画に基づいて測量等を行い、建設候補地の中から建設予定地を定めることとなります。

（地権者）

あなたの土地は建設確定地になりましたって通知は来るんですか。

（事務局）

来年度の測量の結果、ここにいる方全員に、例えば道路の建設予定地ですよ、処分場の建設予定地となりました、あるいは今回の最終処分場の建設候補地からははずれま

したという通知を全員に送付する予定となっています。

(地権者)

地権者に対して本事業の説明は今までございましたか。

(事務局)

今まで地元に対する説明会を行っていましたが、地権者に対しては今回初めてとなります。

(地権者)

本事業に対して地権者の同意、近隣の地権者を含めて同意形成はなされていますか。

(事務局)

この説明会をもちまして、まずは地権者さまに、こういう事業がありますよ、というのを説明させていただきまして、それから来年度土地へ立ち入らせていただきたいということで今回開催させていただきました。

(地権者)

建設地からはずれた、隣接する地権者に対しての補償はどのように進めていくかというのをお聞かせください。

(事務局)

あくまで補償、土地の購入ということになると、該当した方への補償や用地購入ということになると思います。

ただ吉岡町、自治会のほうに、組合といたしましては補助金等を交付する予定でありますので、そちらで色々考えてもらえばと思います。

(地権者)

ごみ処分場建設地の確定に向けて面積をできるかぎり拡張し、上野原南部集落の魅力ある集落作りをするためにビオトープや公園を設置して、土地の値下がりや風評被害を防止するようにしていただきたい。

上野原集落南部集落8名の署名を添えた要望書を提出します。

— 地権者から要望書が提出される —

(事務局)

お預かりしました。確認させていただきます。

(地権者)

上野原自治会からの同意書を持って次期最終処分場をこの地域に設置することについて同意形成を得られたような感じになっているが、通常こういうやり方になるのでしょうか。

(事務局)

今回の最終処分場については、まずは吉岡町の方で候補地を選定していただきまして、候補地が上野原地区ということで上野原自治会のほうには何度か説明会を開催させていただいております。地権者の方につきましては、まずは場所がここだと選定が吉岡町からされるまでは地権者は当然分かりませんので、今回改めて、地権者様に向けてこういう説明会を開催させていただいた次第です。

(地権者)

吉岡町の方に聞きたいのですけれど、以前、おもちゃと人形博物館というのがあると思うのですけれども、あそこに抜ける道を作るってことで協力をしたんですけど、この地図を見るとそこにかぶってますでしょうか。結局その道はもう全然この中に入っちゃうと使われない道になるって事か。

(事務局)

林道の整備ということで整備を始めまして、大規模に生活道路の整備の一環で協力お願いした経過がありました。その時には河川を渡っていかなければならないっていう事情がありまして、その河川を簡易的な方法で渡れるっていう条件で道路整備を始めました。計画をした頃は、今のように大変な豪雨が降るような気候状況があまりなかった頃でしたので、そんな影響を受けて河川の簡易的な渡る方法について疑念を呈されてしまったという事情があります。

今現在は山の管理を間伐でありますとかそういったところで一部利用するというところで完全な供用開始には至らない状況になっております。

こちらの整備地域からすると少し下流側に位置する場所になります。ですからこちらの林道が通ってる場所はさらにこちらのこの緑の印ですか。それよりも上流に位置することになります。

(地権者)

今日の説明会を持って、例えば測量の方が、この緑の範囲のどこでも入ってもいいということを今ここに居る地権者は了解したっていうことで来年5月からやるんですか。それともここに書いてある立会証明書とか境界の立ち入りというのを、ここに出席した人に最低限、来年の5月から3月まで立ち入りますからよろしくねという紙が来て、それに返信するんですか。

(事務局)

まず、敷地に立ち入ることに関しましては、今日の説明会を持って立入りをさせていただきたいと思っております。

今回、ここに来られなかった方について、また郵送で今回と同じ資料を送らせていただきます。また来年度業務委託する業者が決定しましたら、それぞれ皆様のところに郵送で、こういう業者がいつから測量業務に入りますという通知を案内させていただいております。立入り作業につきましては、組合が発行した顔写真入りの証明書を発行して、その者でないと測量させないようにしております。